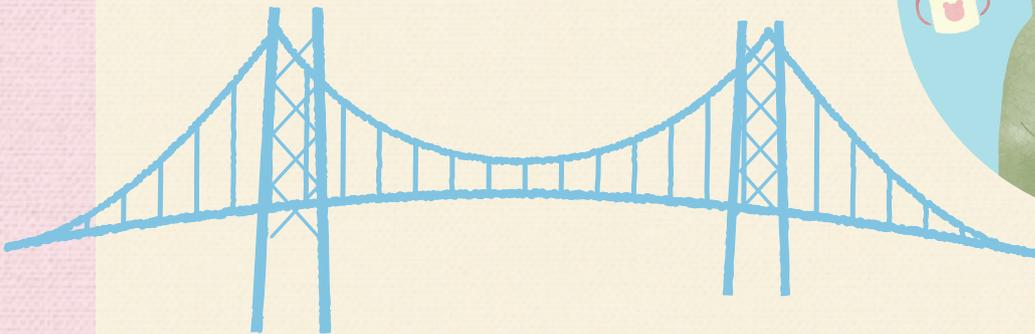


第3期

明石市子ども・子育て支援事業計画

概要版



2025年(令和7年)3月
明石市

1 計画策定の趣旨

2012年（平成24年）に、子ども・子育て支援法を含む「子ども・子育て関連3法」が成立し、2015年（平成27年）から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

さらに、2023年（令和5年）4月には「こどもまんなか社会」の実現のために「こども家庭庁」が発足し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が施行されました。

明石市においては、こどもとその保護者に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでの家庭を切れ目なく支援することにより、一人ひとりのこどもが安全かつ安心して健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に、2015年度（平成27年度）に第1期計画を、2020年度（令和2年度）に第2期計画を策定しました。

2024年度（令和6年度）に第2期計画が期間満了となることから、本市のこども・子育てを取り巻く現状や保護者に対するアンケート調査の結果を踏まえて、「第3期明石市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

● 子ども・子育て支援新制度で提供される支援

子ども・子育て支援給付	地域子ども・子育て支援事業
子どものための教育・保育給付 ◆施設型給付費 認定こども園、幼稚園、保育所 ◆地域型保育給付費 家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業 子育てのための施設等利用給付 ◆施設等利用費 施設型給付を受けない幼稚園、認可外保育施設等	① 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ② 時間外保育事業（延長保育事業） ③ 一時預かり事業 ④ 病児・病後児保育事業 ⑤ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ⑥ 利用者支援事業 ⑦ 産後ケア事業 ⑧ 妊婦健康診査事業 ⑨ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業） ⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業） ⑪ 乳児家庭全戸訪問事業 ⑫ 養育支援訪問事業 ⑬ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業） ⑭ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑮ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ⑯ 子育て世帯訪問支援事業 ⑰ 児童育成支援拠点事業 ⑱ 親子関係形成支援事業

2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、国が定める基本指針及び子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえて策定するものです。

(2) 計画の対象

本計画では、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況など社会的な支援の必要性が高いこどもやその家族を含め、すべてのこどもや子育て家庭、子育てにかかわる個人や団体を対象とします。



3 計画期間

2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）までの5年間とします。

2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
計画策定	計画期間				
			見直し (中間年)		

4 こども・子育てを取り巻く現状と課題

第3期計画の策定にあたって、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、2024年（令和6年）2月に、就学前児童の保護者及び小学1年生から4年生の保護者を対象にニーズ調査を実施しました。

このニーズ調査の結果などから、こども・子育て支援施策の充実に向けて、以下のような課題が考えられます。

(1) 地域全体で子育て家庭を支援できる体制整備

「こどもの心に関すること」、「こどもの教育に関すること」などに悩みを抱えると回答した方が多い結果となったことから、こどもたちの健やかな成長を促し、すべての子育て家庭が子育てしやすいと思えるまちを実現するため、今後も引き続き子育てにおける課題を地域全体の課題として取り組み、各施策を通じて保護者の不安解消、負担軽減につなげていく必要があります。

(2) すべてのこどもたちへの体験・学びの機会の提供

「子育ての経済的負担が大きいこと」、「こどもとふれあう時間が十分に取れないこと」などに悩みを抱えると回答した方が多い結果となったことから、子育て家庭における経済的状況や保護者の就労状況の変化による、こどもの体験・学びの機会の格差を解消するため、すべてのこどもたちが生活環境や経済的状況などとは関係なく、体験・学びの機会を確保できるよう、取り組む必要があります。

(3) 変化する保育ニーズへの対応

「平日の定期的な教育・保育を利用している」と回答した方が、全体で5年前よりも増加していることに加え、これまでの保育施設整備に伴う需要喚起や、大規模な宅地開発などに伴う就学前児童数の増加により、今後も保育ニーズはさらに高まることが予測されます。このような子育て家庭における働き方や需要増など、変化する情勢に対応した待機児童対策を実施する必要があります。



5 施策の体系図

基本理念

基本目標・施策目標・施策

すべての子どもたちを

まちのみんなで

子ども目線で

本気で応援

基本目標1 こども一人ひとりの意見を尊重

施策展開

- (1) こどもの意見を聴く
- (2) こどもの意見表明を支援
- (3) こどもの意見の実現

基本目標2 こどもや子育て家庭をみんなで支援

施策展開

- (1) 妊娠期からの切れ目のない支援
- (2) こどもと子育て家庭を地域全体で応援
- (3) 寄り添った支援
- (4) 経済的支援
- (5) 明石市こども基金
- (6) あかし子育て応援企業

基本目標3 安心して育てることのできる環境づくり

施策展開

- (1) 待機児童の解消
- (2) 多様な保育サービスの充実
- (3) 子育て支援センター事業の推進
- (4) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の推進
- (5) 放課後児童健全育成事業の推進

基本目標4 こども一人ひとりの成長を支援

施策展開

- (1) 就学前教育・保育の質の向上
- (2) 一人ひとりの育ちを大切にされた学校教育の推進
- (3) 地域でこどもを応援する事業を推進
- (4) 特別な支援が必要なこどもに対する支援体制の充実
- (5) 第三の居場所づくりの提供
- (6) 体験・学びの機会の創出



6 基本目標・施策目標・施策

基本目標1 こども一人ひとりの意見を尊重

「こどもを核としたまちづくり」を進めていくため、まちづくりの核となるこども自身にワークショップやアンケートなど様々な方法で意見を聴き、施策に活かしていきます。

(1) こどもの意見を聴く

市民との対話を通じて共にまちづくりを進めるために、2023年度（令和5年度）からワークショップ形式での市民向けタウンミーティングを実施し、こどもを対象としたこども会議や若者を対象とした若者会議を開催しています。こども・若者一人ひとりの意見を尊重し、ニーズや想いを把握し、その声を政策へ反映するよう努め、共にまちづくりを進めていきます。

施策

- ① こども・若者会議の実施
- ② こども関係機関での情報共有及び施策推進

(2) こどもの意見表明を支援

すべてのこどもは意見を表明する権利があります。

アンケート調査やワークショップなどを通じて、こどもの声を直接聴く取り組みを進めるとともに、だれでも・どこでも・いつでも、こどもたちが意見表明できる場所を確保していきます。

さらに、物理的に障害があったり、他人の前での意見表明にハードルを感じるこどもでも、オンラインにすることで、より多くのこどもからの意見聴取をしていきます。

施策

- ① AKASHI ユーススペースでの若者の意見表明支援
- ② 学校に馴染めないこどもの意見表明支援
- ③ 社会的養護が必要とされるこどもの意見表明支援
- ④ 様々な立場のこどもの意見表明支援



(3) こどもの意見の実現

こどもたちの意見による施策の実現のため、こどものニーズをよりの確に踏まえながら、様々な形のこどもの意見表明について、積極的に施策へ反映できるよう、努めていきます。



基本目標 2 こどもや子育て家庭をみんなで支援

こどもの成長にとってより良い環境づくりのため、こどもに関わるあらゆる人々が、こども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、地域でこどもや子育てを見守り支え合うことができる仕組みづくりのために、それぞれの役割を果たしていけるよう取り組みます。

また、こどもを中心とした子育て支援を、地域とともに実施することにより、子育て家庭を地域全体で応援していきます。

(1) 妊娠期からの切れ目のない支援

妊娠期から子育て期における切れ目のない支援として、「こども家庭センター型母子保健機能」の役割を持ち、支援を必要とする妊産婦やこどもの子育て等における課題解決のために、相談支援体制の連携強化を図ります。

また、虐待等のリスクが最も高いといわれる0歳児に、おむつ等の赤ちゃん用品を自宅に届け、育児の相談に対応し、不安の軽減を図るとともに、早期に関係機関との情報共有や連携を図り、継続した見守り支援に努めるなど、こどもを育てる環境整備の充実を図ります。

施策

- ① 利用者支援事業（こども家庭センター型母子保健機能）
- ② 利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）
- ③ 産後ケア事業
- ④ 0歳児見守り訪問おむつ定期便事業
- ⑤ 子育て世帯訪問支援事業

(2) こどもと子育て家庭を地域全体で支援

明石こどもセンター（児童相談所）を中心に、専門のスタッフがこどもの意見や思いに寄り添いながら、引き続きこどもに関する様々な問題の相談窓口として、幅広く相談に応じるとともに、関係機関と連携を図りながら必要な支援を行っていきます。さらに、明石市児童健全育成支援システム「こどもすこやかネット」の調整機関として、支援が必要なこどもの早期発見、早期対応による児童虐待の予防はもとより、家庭復帰をした後の地域における支援まで、総合的で一貫したサポートを実施していきます。

また、あかし版こども食堂では、気づきの地域拠点として地域におけるこどもの居場所の選択肢が増えるよう、設置の少ない小学校への開設支援を行うとともに、こどもだけでなく、高齢者や障害者など、地域の誰もが集い合えるような事業を展開していきます。

施策

- ① 明石こどもセンター（児童相談所）による総合的・専門的こども支援
- ② あかし里親100%プロジェクト
- ③ 児童養護施設等と連携した養育支援
- ④ あかし版こども食堂
- ⑤ 地域におけるこども支援人材の育成
- ⑥ こどもを守る地域ネットワーク強化事業（すこやかネット）
- ⑦ 子育て学習室



(3) 寄り添った支援

育児と仕事の両立支援を推し進めるとともに、こどもへの関わり方や子育てに悩みを持つ保護者、そのこどもに対して、講義やグループワーク等を行い、心身の発達に応じた対応について、情報提供や助言を行っていきます。さらに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の交流を支援し、悩みの共有や情報交換の場を設けるなど、寄り添った支援を行います。

また、無戸籍者支援や、ヤングケアラーへの支援など、すべてのこどもたちを取り残さないような支援にも、引き続き取り組んでまいります。

施策

- ① ファミリーサポートセンター事業
- ② 子育て家庭ショートステイ・トワイライトステイ事業
- ③ 無戸籍者支援
- ④ 親子関係形成支援事業
- ⑤ ヤングケアラーへの支援



(4) 経済的支援

子育て家庭の経済的な負担軽減を図るとともに、親の意向や経済的状況その他家庭の事情に影響を受けることなく、こどもたちが健やかに成長し、安心して夢に向かうことができるよう継続的な経済的支援を実施していきます。

施策

- ① 高校生までの医療費無料化
- ② 幼児教育・保育の無償化
- ③ 給付型奨学金事業
- ④ 離婚前後の養育支援

(5) 明石市こども基金

こどもたちの健やかな育ちを支えるよう、こども・若者が、自らが計画しチャレンジしたいことなどを実践する活動に対する助成を拡充し、地域コミュニティの意識醸成と、子育てもこども自身も応援するまちづくりの推進に活用します。

(6) あかし子育て応援企業

地域全体でこどもを見守る機運を高め、すべてのこどもたちが健やかに育つまちづくりをさらに進めるため、応援企業の認定数の拡大に取り組み、企業と地域とのネットワークづくりや連携したイベントなどを継続して開催していきます。



基本目標 3 安心して育てることのできる環境づくり

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子育て家庭のみならず、在宅の子育て家庭も対象とした支援サービスが必要です。子育てを、負担感なく楽しく感じることで、すべてのこどもが毎日を笑顔で健康に過ごせ、安心して子育てができる環境づくりを目指します。

(1) 待機児童の解消

高まり続ける保育需要に対応するため、待機児童が多い1歳から2歳児の受入枠を小規模保育事業所の整備により拡充するほか、大規模な開発に伴い保育需要増が予測される地域には保育所等の整備を実施するなど、引き続き待機児童の解消を図ります。

(2) 多様な保育サービスの充実

保護者の就労形態の多様化に伴う延長保育等の需要に対応するため、保育標準時間を超えた保育の実施や、病気や怪我などにより集団保育の実施が一時的に困難な児童に対する保育など、保育に対する様々なニーズに対応できるよう、支援の充実を図っていきます。また、妊婦や子育て家庭の保護者がいつでも気軽に相談できる体制を整え、関係機関と連携しながら地域で安心して子育てができるような支援していきます。

施策

- ① 延長保育事業
- ② 幼稚園での預かり保育事業
- ③ 保育所での一時預かり事業
- ④ 病児・病後児保育事業
- ⑤ 利用者支援事業
- ⑥ 地域での情報提供・相談事業

(3) 子育て支援センター事業の推進

家庭や地域における子育て力を高めるために、親もこどもも共に学び、成長していくことができる場や多世代交流の機会を一層充実するとともに、関係機関や子育て支援団体などとの連携を深め、子育て家庭の孤立を防ぎ、地域全体でこどもの健やかな育ちを支援していきます。

(4) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の推進

保育所等に通っていない満3歳未満の児童を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が創設されることから、その本格実施に向けて、既存施設の有効活用等を含めた詳細な検討を進めていきます。

(5) 放課後児童健全育成事業の推進

放課後児童クラブの入所希望者が年々増加するなど、社会的ニーズに対応するため、学校の余裕教室や特別教室等を最大限に活用した受入枠の確保により、待機児童の発生を防止を目指していきます。



基本目標 4 こども一人ひとりの成長を支援

保護者の就労状況や家庭の状況、こども自身の障害の有無などにかかわらず、すべてのこどもが質の高い教育・保育及び子育て支援サービスを受けられる体制を確保するとともに、学校になじめないこどもの「第三の居場所の提供」や「社会参画への取組」を通じて、こどもの成長を促すチャレンジ支援など、こども一人ひとりに適した支援サービスの提供も進めていきます。

(1) 就学前教育・保育の質の向上

施設ごとに行われている園内研修を充実させるとともに、公立保育所では公開保育、公立幼稚園ではグループ研修や教育委員会指定研究、私立保育施設を対象としたキャリアアップ研修、認可外保育施設を対象とした研修などを行い、すべての就学前施設において、更なる教育・保育の質の向上を図ります。

また、幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ることが重要であることから、行事等の交流、幼保小連絡会、情報交換その他様々な機会を通して、小学校への円滑な接続ができるよう取り組みます。

施策

- ① 教育・保育の質の向上
- ② 就学前施設と小学校との連携の推進
- ③ あかし保育絵本土の養成



(2) 一人ひとりの育ちを大切にした学校教育の推進

教育分野の基本計画である「あかし教育プラン」や、毎年度策定する実行計画「アクションプラン」に基づき、一人ひとりのこどもの育ちに沿った一体的で切れ目のない支援を行うことで、様々な社会課題を自らの問題として捉え、身につけた資質や能力を活用して、解決に向けて行動できるこどもの育成を目指していきます。

(3) 地域でこどもを応援する事業を推進

地域みんなでこども・子育てを応援するまちづくりを進めるため、児童健全育成活動や子育て支援活動に取り組む地域の団体に対し、活動費用の助成や活動の支援を行うとともに、地域で子育てを応援する基盤づくりを進めていきます。



(4) 特別な支援が必要なこどもに対する支援体制の充実

教育・保育施設の職員が特性への理解を深め、一人ひとりのこどもに応じた適切な教育・保育が行えるよう、専門資格等を持つ指導員によるアドバイスを実施していきます。

また、医療的ケア児及びその家族に対する相談体制の充実を図るとともに、身近な地域で適切な療育がなされるよう、児童発達支援センターを中心に、関係機関との連携を確保し、専門的な支援や包括的な支援を提供します。

施策

- ① 特別な支援が必要なこどもに対する教育・保育の充実
- ② 児童発達支援センターを中心とした支援体制の充実

(5) 第三の居場所づくりの提供

様々な理由により、学校になじめないこどもたちは年々増加していることから、学校へ登校することが難しい児童生徒への支援や、自分のクラスに入りづらい児童生徒への支援を、引き続き実施していくことに加え、専属職員である「居場所サポーター」を配置することにより、個々の状況に応じた学習や生活の支援を行っていきます。

また、市内在住の6～18歳のこどもを対象に、こどもたちが安心できる空間で遊びや学習支援を行う公設民営型フリースペースについては、入所待機者が年々増加している現状を踏まえ、市内西部に2か所目となる公設民営型の「こども第三の居場所」を開設しました。

西部施設では、こども・若者が気軽に立ち寄れるフリーコーナーを設けるとともに、2025年（令和7年）4月から、こども若者交流施設「あかしユースポート」を開設し、こども・若者が自由に交流したり、音楽・学習・イベントなど、多様な活動ができるユーススペースを目指していきます。

今後においても、こどもたちの置かれている状況に応じて、何が必要となるのか、こどもの意見を聴きながら必要な支援を検討していきます。

(6) 体験・学びの機会の創出

様々なイベントや講座をはじめ、親子交流スペース「ハレハレ」をはじめとした施設で、保護者の所得に関わらずこどもの入場料を無料とする「公共施設の入場料無料化」、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動の機会を提供する「放課後子ども教室」、こどもたちが誰でも、気軽に、自由に遊びを創り、のびのびと過ごすことができる「プレーパーク」などといった事業を進めていきます。

これらの事業を通じて、こどもの体験・学びの機会を創出し、こどもの健やかな成長を支え、生きる力を育みます。



7 「量の見込み」及び「確保方策」

(1) 推計児童数

推計児童数は、住民基本台帳による明石市年齢別人口や地区別年齢別（各歳）人口等を用いて、今後の人口増減率等を勘案して推計を行いました。

単位：人

提供区域	年齢区分	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
全 市	0歳	2,679	2,691	2,673	2,690	2,683
	1歳	2,835	2,794	2,807	2,788	2,806
	2歳	2,765	2,881	2,839	2,852	2,833
	3歳～5歳	8,810	8,763	8,819	8,723	8,812
	合計（0歳～5歳）	17,089	17,129	17,138	17,053	17,134
	6歳～11歳	17,903	18,129	18,187	18,290	18,248
本庁東部	0歳	511	513	509	513	511
	1歳	538	530	532	529	532
	2歳	502	523	515	518	514
	3歳～5歳	1,614	1,606	1,616	1,598	1,615
	合計（0歳～5歳）	3,165	3,172	3,172	3,158	3,172
	6歳～11歳	3,316	3,358	3,369	3,388	3,380
本庁西部	0歳	704	707	702	707	705
	1歳	740	729	732	727	732
	2歳	691	720	709	712	708
	3歳～5歳	2,223	2,212	2,226	2,201	2,224
	合計（0歳～5歳）	4,358	4,368	4,369	4,347	4,369
	6歳～11歳	4,567	4,624	4,639	4,665	4,655
大久保	0歳	874	878	872	878	876
	1歳	912	898	903	897	902
	2歳	914	952	939	943	937
	3歳～5歳	2,863	2,847	2,866	2,834	2,863
	合計（0歳～5歳）	5,563	5,575	5,580	5,552	5,578
	6歳～11歳	5,730	5,803	5,821	5,854	5,841
魚 住	0歳	374	375	373	375	374
	1歳	396	390	392	389	392
	2歳	401	418	412	414	411
	3歳～5歳	1,299	1,292	1,300	1,286	1,299
	合計（0歳～5歳）	2,470	2,475	2,477	2,464	2,476
	6歳～11歳	2,678	2,711	2,720	2,735	2,729
二 見	0歳	216	218	217	217	217
	1歳	249	247	248	246	248
	2歳	257	268	264	265	263
	3歳～5歳	811	806	811	804	811
	合計（0歳～5歳）	1,533	1,539	1,540	1,532	1,539
	6歳～11歳	1,612	1,633	1,638	1,648	1,643



(2) 「量の見込み」及び「確保方策」について

本計画の策定において、推計児童数をもとに、教育や保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」やそれに対する「提供体制の確保の内容及びその実施時期」（確保方策）を定めています。（以下、計画中の「量の見込み」及び「確保方策」を一部抜粋して掲載）

① 保育（3号認定）（保育を必要とする 保育所及び認定こども園等の利用）

◆全市（1歳）

人：年間の利用人数

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み	1,806人	1,787人	1,805人	1,801人	1,820人
②確保方策	1,571人	1,634人	1,697人	1,760人	1,823人
②-①	△235人	△153人	△108人	△41人	3人

<計画期間中の確保の内容> 新設 小規模保育事業所、0歳児室の空き枠活用

② 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

◆全市

人：月当たりの受け入れ枠数

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み	-人	31人	31人	31人	31人
①の内訳	0歳児	-人	9人	9人	9人
	1歳児	-人	14人	14人	14人
	2歳児	-人	8人	8人	8人
②確保方策	-人	31人	31人	31人	31人
②-①	-人	0人	0人	0人	0人

<計画期間中の確保の内容> 既存保育施設の受け入れ枠等を活用することなどによる実施

③ 児童育成支援拠点事業

◆全市

人：年間の利用人数

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み	110人	126人	142人	158人	173人
②確保方策	65人	75人	85人	95人	95人
②-①	△45人	△51人	△57人	△63人	△78人

<計画期間中の確保の内容>

公設民営型フリースペース（こどもの第三の居場所）の設置

- あかしフリースペース☆トロッコ（東部施設）
- あかしフリースペース ここのば（西部施設）

第3期 明石市子ども・子育て支援事業計画 概要版 2025年（令和7年）3月

発行：明石市 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 TEL078-918-6073
編集：明石市こども局子育て支援室こども政策課

